

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に関する経費について（平成30年度決算）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、次のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 85,064 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,642,687 千円

（単位：千円）

区分		平成30年度 決算額	財源内訳			
			特定財源		一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
			国・道支出金	その他		
社会福祉	障がい者福祉	333,892	231,919	8,431	93,542	54,798
	高齢者福祉	74,025	2,962	21,323	49,740	
	児童福祉	815,437	341,913	62,073	411,451	
	母子福祉	59,856	12,418	21,792	25,646	
	(小計)	1,283,210	589,212	113,619	580,379	
社会保険	国民健康保険事業	30,859	12,809		18,050	22,215
	介護保険事業	104,730			104,730	
	後期高齢者医療事業	134,249	21,530	215	112,504	
	(小計)	269,838	34,339	215	235,284	
保健衛生	疾病予防	8,165	1,486	1,028	5,651	8,051
	母子保健	64,877	320	1,488	63,069	
	医療	16,597		52	16,545	
	(小計)	89,639	1,806	2,568	85,265	
合計		1,642,687	625,357	116,402	900,928	85,064

※各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。